



平成 25 年 8 月 28 日

各 位

上場会社名 株式会社メディアクリエイト  
代表者 代表取締役社長 加藤博彦  
(コード番号 2451)  
問合せ責任者 取締役管理部長 栗原浩一  
(TEL 055-929-8560)

### 臨時株主総会及び普通株主による種類株主総会招集のための 基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 25 年 10 月下旬開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）及び当社普通株式を有する株主を構成員とする種類株主総会（以下「本種類株主総会」といい、本臨時株主総会と併せて「本株主総会」といいます。）招集のための基準日設定について決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本株主総会に係る基準日等について

当社は、本株主総会において権利を行使することができる株主を確定するため、平成 25 年 9 月 13 日（金曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本株主総会において権利を行使することができる株主とすることを決議し、以下のとおり当該基準日に関する公告（以下「本基準日設定公告」といいます。）を実施することといたしました。

- |          |                         |
|----------|-------------------------|
| (1) 基準日  | 平成 25 年 9 月 13 日（金曜日）   |
| (2) 公告日  | 平成 25 年 8 月 29 日（木曜日）   |
| (3) 公告方法 | 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。） |

<http://www.m-create.co.jp/>

##### 2. 本株主総会の日程及び付議議案等について

当社は、平成 25 年 6 月 25 日付で公表しました「株式会社エクシングによる当社株券に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」に記載のとおり、本臨時株主総会において、①当社の定款の一部を変更して、当社において普通株式とは別個の種類株式を発行できるようにすることで、当社を会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）の規定する種類株式発行会社とすること、②当社の定款の一部を変更して、当社の

発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付すこと、及び③当社の当該株式の全て（当社が保有する自己株式を除きます。）を取得し、当該取得と引換えに別個の種類の本社株式を交付すること等の議案を付議する予定です。

本臨時株主総会において上記①のご承認をいただき、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は会社法に規定する種類株式発行会社となること、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、上記②に係る決議に加えて、全部取得条項が付されることになる当社の普通株式を所有する株主の皆様を構成員とする本種類株主総会の決議が必要となります。そのため当社は、本臨時株主総会と併せて、同日付で本種類株主総会を開催することを予定しており、本基準日設定公告により、本臨時株主総会のほか、本種類株主総会において権利を行使することができる株主を定めるための基準日も設定しております。

なお、本株主総会の開催日及び付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

以 上